

草加市グリーン購入に関する指針

【平成31年4月 改定版】

草 加 市

I. 草加市グリーン購入基本方針

1. 目的

本方針は、草加市環境共生都市宣言の基本理念である「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現に向け、第二次草加市環境基本計画に基づき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をするため、市の全ての組織で環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」といいます。）を積極的に推進し、業務活動によって発生する環境負荷を低減することを目的とします。

2. 基本的な考え方

物品等の使用量の節減、有効利用に努めることを第一とし、調達にあたっては次に示した事項に考慮し取り扱うものとします。

- (1) 物品等の調達にあたっては、調達する前に必要性和適正量を十分に検討し、必要最小限の数量とします。
- (2) 物品等の調達にあたっては、できる限り資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮するとともに、生物多様性に対する配慮にも努めます。
- (3) 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意します。
- (4) 調達に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に調達するものとし、次の要件に基づき物品等を判断します。
 - ①長期間の使用が可能なもの
 - ②再生素材や再使用部品を使用しているもの
 - ③リサイクルや分別廃棄が容易なもの
 - ④廃棄時に環境負荷がより少ないもの
 - ⑤省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの
 - ⑥製品の包装が可能な限り簡易なもの
- (5) 公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意します。
- (6) 事業者の選定にあたっては、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っていることや、情報を公開していることも考慮します。また、事業者に対し、環境保全活動への積極的な取組を働きかけます。

3. 対象物品及び対象組織

市が調達する物品、公共工事及び役務を対象とし、市の全ての組織において取り組みます。

4. 調達品目及び判断基準

市が調達する基本的な品目とその判断基準は、国が定めた方針に従い「草加市グリーン購入ガイドライン」を別に定めます。

5. 運用方法

- ①対象となる所属は、「草加市環境マネジメントマニュアル」に規定する体制と責任において推進します。
- ②グリーン購入の実績は、調達方針に基づいて毎年公表します。
- ③市が編集、発行する冊子やパンフレット等の印刷物については、「再生紙使用」の表示及びリサイクル適正ランクの表示に努めます。

6. 委託業者・物品納入業者等各種団体への協力要請

各所属は各種団体に対し基本方針及び調達方針を周知し、グリーン購入の推進に協力するよう要請します。

委託事業については、契約書、仕様書等の中にグリーン購入についての規定をできる限り盛り込み、協力を要請します。

※グリーン購入法抜粋

(地方公共団体による環境物品等の調達の推進)

第10条 都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方策を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、当該都道府県又は市町村の区域の自然社会的条件に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき当該年度における物品等の調達を行うものとする。